

【025】 基本的人権について、明治憲法(大日本帝国憲法)では保障されなかったが、日本国憲法において初めて保障されたものの組合せとして、最も妥当なのはどれか。

- ア：教育を受ける権利
- イ：集会・結社の自由
- ウ：学問の自由
- エ：信教の自由
- オ：裁判を受ける権利

- 1 ア、イ
- 2 ア、ウ
- 3 イ、エ
- 4 ウ、オ
- 5 エ、オ

【026】 基本的人権の一つである社会権に関する記述として、最も妥当なのはどれか。

- 1 憲法25条1項は、すべての国民に生存権を保障しているが、これは直接個々の国民に対して具体的な権利を付与したものであると最高裁判所は判示している。
- 2 憲法26条1項は、すべての国民にひとしく教育を受ける権利を保障しているので、各人の能力に応じて異なる教育を行うことは常に憲法に違反することとなる。
- 3 憲法26条2項は、義務教育は無償とすると規定しているが、これは授業料の無償を意味しており、教科書代の無償までは憲法が保障するものではないと最高裁判所は判示している。
- 4 憲法28条は、勤労者の団体行動権を保障しているが、これを正当な争議行為についての刑事免責の保障を意味しており、民事免責までを保障するものではない。
- 5 憲法28条にいう勤労者には公務員も含まれるので、法律によって公務員の争議行為を全面的に禁止することは憲法に違反すると最高裁判所は判示している。

【027】 社会権に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

- 1 社会権とは、人間らしい生活を営む権利であり、歴史的には自由権よりも先に登場した。
- 2 社会権とは、国家による制限や干渉を排除する権利であり、「国家からの自由」「消極的権利」などと呼ばれている。
- 3 日本国憲法は生存権を保障しており、生存権を実現するために社会保障などを充実させることを国に求めている。
- 4 日本国憲法は、国民が人間らしい生活を営むことができるよう、国民に対して教育を受ける権利を保障するとともに教育を受ける義務を定めている。
- 5 日本国憲法は、団結権、団体交渉権、団体行動権の労働三権を保障しており、公務員に対してもすべての権利を認めている。

【025】 2

【026】 3

- 1 個々の国民に付与するものではない
- 2 能力に応じて異なってもよい
- 4 民事免責まで保障している
- 5 違反ではない

【027】 3

- 1 自由権＝17～18世紀、社会権＝20世紀
- 2 これは自由権に関する記述
- 4 子女に教育を「受けさせる」義務
- 5 警察官・消防官・自衛官などは制限を受ける